

入札・契約制度改正について（お知らせ）

平成23年4月1日以降の入札・契約制度を下記のとおり変更しますのでお知らせします。

記

1 総合評価落札方式による入札について（対象：建設工事）

- ① 総合評価落札方式による入札（試行）の推進を図るため、対象案件を設計金額 2,500 万円以上から設計金額 1,500 万円以上へ拡大するとともに、入札執行期間を 2 週間程度短縮する（入札公告から落札者決定まで）。
- （上記の執行期間の短縮は、簡易型で執行した場合、落札決定時における学識経験者の意見聴取が必要とされた場合及び低入札調査となった場合等を除く。）
- ② 入札参加資格審査を事前審査（入札参加資格の確認を入札前に行う方式）から事後審査（入札参加資格の確認を開札後に行う方式）に変更する。

2 低入札価格調査制度について（対象：建設工事及び測量・コンサルタント）

- ① 建設工事における対象案件を設計金額 2,500 万円以上から設計金額 1,500 万円以上とする。
- ② 入札参加資格者の真摯な見積努力の促進を図るため、低入札調査価格の基礎となる割合を、従前の「小数点以下切捨て」から「小数点以下第 2 位切捨て（小数点以下第 1 位まで）」とする。
- なお、低入札調査価格に端数が生じた場合は、1 円未満の端数は切捨てとする。

※失格基準価格の算出方法も同様とする。

【参考】

○低入札調査価格の算出方法（建設工事）

低入札調査価格＝予定価格×低入札調査価格の基礎となる割合（70%～90%の範囲内）

低入札調査価格の基礎となる割合：下表の①～⑤の合計／設計金額

業種区分	①	②	③	④	⑤
通常の工事（下記以外のもの）	直接工事費の額に 100 分の 95 を乗じて得た額	共通仮設費の額に 100 分の 90 を乗じて得た額	現場管理費の額に 100 分の 70 を乗じて得た額	一般管理費の額に 100 分の 30 を乗じて得た額	
プラント設備工事（設計金額の大項目に機器費の設定があるもの）	機器費の額に 100 分の 70 を乗じて得た額	直接工事費の額に 100 分の 95 を乗じて得た額	共通仮設費の額に 100 分の 90 を乗じて得た額	現場管理費の額に 100 分の 70 を乗じて得た額	一般管理費の額に 100 分の 30 を乗じて得た額

3 最低制限価格制度について（対象：建設工事）

- ① 対象案件を設計金額 2,500 万円未満から設計金額 1,500 万円未満とする。
- ② 入札参加資格者の真摯な見積努力の促進を図るため、最低制限価格の基礎となる割合を、従前の「小数点以下切捨て」から「小数点以下第 2 位切捨て（小数点以下第 1 位まで）」とする。
なお、最低制限価格に端数が生じた場合は、1 円未満の端数は切捨てとする。

4 指名競争入札における現場説明会の廃止及び設計図書等の電子閲覧について （対象：建設工事及び測量・コンサルタント）

平成 23 年 4 月からの「ちば電子調達システム」（以下、「新システム」という。）への移行に伴い、これまでの庁内における現場説明会（設計図書等の配布）を廃止し、新システム（入札情報サービス）の閲覧機能を利用して、指名業者が来庁せずに設計図書等をダウンロードする方法に変更する。

また、各入札案件における質疑回答書についても、発注時に入札案件概要等説明書にて指定した回答日以降に、設計図書等と同様、新システム（入札情報サービス）からダウンロードするものとする。

※変更後の指名競争入札の参加手順〔別紙 1〕

※入札情報サービスを利用した設計図書等の電子閲覧手順については、4 月上旬に市ウェブサイトに掲載予定

<http://www.city.ichihara.chiba.jp/030zaisei/kanzai/keiyaku/download.html>

5 建設工事請負契約約款等の一部改正

- ① 建設工事、測量・コンサルタント、物品及び特定役務の調達等
 - ・「甲」を「発注者」に、「乙」を「受注者」に表記を変更
 - ・延滞違約金等の利率の年 3.3% から年 3.1% に変更
 - ・談合その他の不正行為に係る違約金について、遅延利息算出の割合及び日数等を変更
- ② 建設工事
 - ・工事延長に伴う費用増について、当事者間の負担を明確化
〔建設工事請負約款第 2 1 条第 2 項〕

（問合せ先）

市原市役所 契約管財課
電話 0436-22-1111（代表）
内線 2583・2584・2589

指名競争入札(電子入札、工事・コンサル)の参加手順(H23.4.1)

別紙1

……入札参加業者における変更箇所

